

# 平成31年度第6回南関町農業委員会会議録

令和元年8月9日(金)  
午後1時45分開会  
南関町役場 第1会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
  - 2番 橋 本 勝 君
  - 3番 菅 原 和 義 君
5. 議 事
  - 第18号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 第19号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第20号議案 非農地証明願について
  - 第21号議案 非農地通知について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(10名)

|             |              |
|-------------|--------------|
| 会長 竹島 久利 君  | 副会長 釘崎 眞貴子 君 |
| 1番 片山 幸次 君  | 2番 橋本 勝 君    |
| 3番 菅原 和義 君  | 4番 末竹 信雄 君   |
| 5番 荒木 茂 君   | 6番 西山 良輔 君   |
| 7番 片山 カツ子 君 | 8番 山本 精武 君   |

## 四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

9番 大倉 公泰 君

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君  
書 記 上田 賢 君

## 平成31年度第6回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時45分

#### 1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、起立をお願いします。礼。

ただいまから令和元年度第6回総会を開会いたします。よろしくお願いします。

○事務局長（東田 彰夫君） 皆様、こんにちは。

本日は、9番、大倉委員より欠席の旨の通告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、農業委員憲章朗読を5番、荒木委員さん、よろしくお願いします。

○5番（荒木 茂君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） はい。毎日、暑い日が続いております。台風はですね、台風も九州にはあまり影響がなかったように感じられます。それからですね、今度の台風は、もうあんまりたいしたことがないような感じがいたします。

それから、利用状況調査も皆さん方大体終わったかと思えますけど、まだ少し残っておられる方は早急に調査をお願いしておきます。

それから、先ほども申しましたように、非農地の証明願のほうも徐々に今度の利用状況の調査と併せて進めていきたいと思えますので、よろしくお願いしておきます。

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島会長にお願いをしたいと思います。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたし

ます。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） はい。それでは、これより議事に入りたいと思います。

本日の議事録署名人の表明いたします。今回の議事録署名人として、2番、橋本委員、3番、菅原委員をご指名いたします。よろしくお願いします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、審議に入ります。

第18号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題といたします。  
事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第18号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は、同一の申請になります。

受付日、令和元年7月18日、申請番号64号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第18号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いします。

8番、山本委員、お願いします。

○8番（山本 精武君） はい、8番の山本です。第18号議案、1番、2番についてご説明いたします。

31日に現地確認に事務局と推進委員の松田氏と3人で行って来ました。場所は、○○○の○○○、ちょうど真ん中にあるのが四ツ原公民館ですけど、その西側に1カ所、東側に1カ所ありました。1枚は田んぼを植えられておりまして、1枚は休耕田ということでした。管理されておりました。

申請地は、譲受人の母親所有ですが、高齢化により耕作ができなくなったことから、実際に耕作を行っている息子さんに贈与される、所有権移転申請となっております。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。皆さん、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。委員さんの方から何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第18号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第18号議案は原案どおり決定をいたします。

続きまして、第19号議案、農地法第4条第1項の規定による転用許可申請でございます。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第19号議案、農地法4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年7月25日、申請番号65号、申請人、土地の所在地等は記載のとおり、転用目的は個人住宅となっております。

なお、こちらの申請については、すでに事業が完了していることから追認案件となり、顛末書が添付されております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第19号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく転用許可申請の1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました委員さんより説明をお願いします。

4番、末竹委員さん、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） はい、4番、末竹です。第19号議案の1番についてご説明いたします。

事業内容は、個人住宅への転用許可申請です。

申請地は、申請人の亡くなられた父親が昭和62年に住宅を建築した追認案件で、

財産の整理を行っていたところ、無断転用であったということがわかったため、今回の申請となります。

申請地の農地区分は、公共投資がされていない10ha未満の広がり農地であることから、第2種農地と判断されます。

住宅面積が77.52㎡、駐車場用地やその他として160.48㎡、合計で238㎡で、妥当な面積だと思われます。

資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。

現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でありました。ご審議のほうよろしくお願ひします。

○議長（竹島 久利君） はい。事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんの中に何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんね。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第19号議案、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第19号議案は原案どおり許可相当であると意見決定をいたします。

続きまして、第20号議案、「非農地証明願について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第20号議案、非農地証明願についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年7月25日、申請番号66号、土地の所在地等は記載のとおり、転用の目的は山林です。

事務局からの説明は以上になります。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第20号議案は、昭和27年10月20日以前から引き続き農地法第2条にあたる農地でないことについて意見を決定するものでございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

1番、片山委員さん、お願いします。

○1番（片山 幸次君） はい、1番、片山です。よろしくお願ひいたします。第20号議案、1番についてご説明いたします。

申請地は、申請人の亡くなった祖父が農地法施行日より前に杉を植林し、現在に

至っている申請となっております。

現地の確認の実施、また周辺の農業者より聞き取りを行ったところ、申請のとおり杉の植林がされていたことを確認できたところです。ご審議のほどよろしくお願  
いします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんの中から何かご質問、ご意  
見ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第20号議案は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第20号議案は原案どおり昭和27年10  
月20日以前から引き続き農地法第2条に規定する農地でないことについてを意見  
決定をいたします。

続きまして、第21号議案、「非農地通知について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第21号議案、非農地通知についてご説明いたします。

提案理由は、議案の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するかを本  
会において審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果、「非農地」に該当すると判断した場合には、所有者に  
対し、「非農地通知書」を、県、法務局等の関係機関に対し、非農地通知一覧表を  
送付するものであります。

今回審査を求めますのは、提出しております1筆でございます。

内容を説明いたします。

現地は、竹の繁茂により農地への復元が困難なものであることから、農地に該当  
しないとすることが適当であると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお  
願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ございま  
せんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第21号議案について非農地を判断することに異議ありませんか。異議ありませ

んか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第21号議案は非農地を判断することに意見決定をいたします。

-----○-----

## 6. その他

○議長(竹島 久利君) 次に、報告事項でございます。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(上田 賢君) はい。今回は、特にご報告事項は用意しておりません。

○議長(竹島 久利君) 特にないということで、委員の皆さんからのその他に関連し、何かご質問ございませんか。何でもいいので、何か質問ございませんか。

(なしの声)

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長(竹島 久利君) それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件の字句についての整理を議長に一任いただきたいと思いますので、ご意見ございませんか。異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

副会長、お願いします。

○事務局長(東田 彰夫君) 議長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長(釘崎 眞貴子君) はい。それでは、ご起立ください。

これをもちまして第6回農業委員会総会を閉会いたします。礼。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時04分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人